

1. 石垣市自治基本条例とは

石垣市自治基本条例は、自治の基本理念やまちづくりの指針を明確にし、市民、議会、行政の役割を定めた条例です。まちづくりの基本原則や行政運営のルール、住民参加のあり方、協働の仕組みなどで構成されています。

2. 石垣市自治基本条例の見直しについて

条例第 43 条により、5 年を超えない期間ごとに条例を見直すことが定められています。平成 22 年 4 月施行された本条例は、平成 27 年度と令和 2 年度に見直しを行い、今年度見直しの時期を迎えております。

(条例の見直し)

第 43 条 市は、5 年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢の変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。

2 前項に規定する条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問しなければならない。

3.これまでの見直し・改正について

■平成 27 年度

- ・審議会による見直しの結果、以下の 4 つの分野に関する条文が新たに追加されました。
 - ①男女共同参画（第 25 条）
 - ②子育て（第 29 条）
 - ③教育（第 37 条）
 - ④観光（第 39 条）

■令和 2 年度

- ・審議会による見直しを実施し、令和 3 年 3 月に答申が行われました。

■令和 3 年度

- ・市議会 6 月定例会にて議員提案による石垣市自治基本条例の一部を改正する条例が可決されました。

①「市民」の定義を変更

改正前	改正後
(1) 市民 <u>市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人</u> をいう。	(1) 市民 <u>市内に住所を有する人</u> をいう。

②第 27 条・第 28 条を削除

- ・27 条（住民投票）
- ・28 条（住民投票の請求及び発議）

③条例の位置づけに関する条文の一部を削除

(条例の位置付け)	(条例の位置付け)
第42条 <u>この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。</u>	第42条 <u>他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。</u>

- ・令和 2 年度の答申に基づき開催された府内検討委員会（8 月）での議論の結果、改正後の条例においても答申の内容が含まれていることなどから、さらなる改正は不要と判断されました。

4. 前回の見直し（令和 2 年度）以降のこれまでの状況（総括）

石垣市自治基本条例に示されている事項に関連があるものとして、主に以下が実施されてきました。

条	主な実施内容
第 14 条（総合計画の策定）	第 5 次総合計画の策定
第 15 条（健全な財政運営）	石垣市中期財政計画の策定 財政事情の公表
第 16 条（情報の公開及び共有）	情報公開と個人情報保護の実施
第 17 条（個人情報の保護）	
第 18 条（説明責任）	住民説明会・意見交換会の実施
第 19 条（行政組織改編）	行政組織の改編
第 20 条（審議会等）	女性登用、市民公募の実施
第 21 条（行政手続き）	公正かつ透明性のある行政手続きの実施
第 22 条（意見公募手続き）	パブリックコメントの実施
第 23 条（市民からの意見、要望、苦情等への対応）	市民の声・陳情要請の受付・対応
第 24 条（行政評価）	行政評価の実施および公表
第 25 条（男女共同参画の推進）	男女共同参画講演会、コンテスト等の実施 「女性の翼」等研修参加費助成並びに報告会開催
第 26 条（参画及び協働の推進）	公募市民の登用、パブリックコメントの実施 こどもまちづくりワークショップの開催、 その他各種イベントの実施
第 29 条（子ども・子育て支援の推進）	保育士確保事業の実施、待機児童数の解消
第 30 条（保健、医療及び福祉の充実）	集団検診の実施
第 31 条（地産地消の推進）	地産地消イベントの実施 学校給食への地元食材の利用
第 32 条（防犯及び交通安全の推進）	防犯灯設置費用の新設・自治会等への助成 高齢者安全運転支援装置設置促進補助事業 年 4 回の交通安全運動の実施

条	主な実施内容
第 33 条（危機管理と災害予防）	地域防災計画の改定 防災備蓄倉庫の増設や災害警報システムの設置
第 34 条（自然環境保全と再生及び風景の創出）	保護種および保護地区の保全のための啓発活動を実施
第 35 条（文化継承、発展及び創造）	文化財の指定 市史刊行物の発行、文化財調査報告書の発刊
第 36 条（コミュニティ活動の推進）	公民館施設整備および活動備品の補助
第 37 条（平和活動の推進）	平和を考える絵画・作文コンクールの開催 平和フォーラム・慰靈の日追悼式の開催
第 38 条（教育環境づくりの推進）	信泉プロジェクト、GIGA スクール構想の取組 「子ども観光学講座 in 石垣島 2025」の開催
第 39 条（観光振興の推進）	国内外の観光イベントでの情報発信および観光 PR の実施
第 40 条（国及び他の地方公共団体との交流及び連携）	時機にあわせた相互訪問交流 親善・友好都市との職員派遣交流
第 41 条(国際社会との交流及び連携)	姉妹都市カウアイ郡との交流会・中学生派遣 姉妹都市蘇澳鎮との教育交流

自治基本条例は、多岐に渡る様々な分野を包括的に定めています。

これまで、本条例の趣旨を尊重し、整合性の確保に努めながら、全局的に取り組み、各種事業を実施してきました。

これらの取り組みを通じて、石垣市は自治基本条例に基づき多様な施策を展開し、市民参加や協働を重視したまちづくりを推進しています。

石垣市自治基本条例審議会の今後の進め方（案）

■審議会について

- ・審議会は全3回の開催を予定しております。

スケジュール（予定）

7月15日（火）	諮問・第1回石垣市自治基本条例審議会
8月	市民・事業者等への意見照会 期間：約3週間
9月下旬	第2回石垣市自治基本条例審議会
10月	パブリックコメント 期間：30日間
11月下旬	第3回石垣市自治基本条例審議会・答申

※日程は今後の進行状況により調整される可能性があります。

■各回の審議会の主な内容（予定）

第1回（7月15日）

- ・条例の現状等を共有
- ・今後のスケジュール確認
- ・市民・事業者等への意見照会について
- ・協議

第2回（9月下旬予定）

- ・市民・事業者等意見の集約結果の共有
- ・見直し案の協議

第3回（11月下旬予定）

- ・パブリックコメント結果の共有
- ・最終協議

市民・事業者等への意見照会について（案）

対象：市内に住所を有する人

市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体

目的：自治基本条例の見直しにあたり、市民や事業者等の視点や意見を広く反映するため

期間：3週間程度

方法：下記により意見募集・周知を行う

【回答方法】

- ・専用フォーム
- ・メール
- ・郵送
- ・持参（企画政策課、市立図書館、健康福祉センターに回収ボックスを設置）

【周知媒体】

- ・広報いしがき（8月号に掲載予定）
- ・市ホームページ
- ・市公式LINE
- ・市公式Facebook
- ・八重山記者クラブ（記者懇談会にて情報提供）

【内容】

属性（市民もしくは事業者等）

年代

職業

自由意見